

．社債等の振替に関する命令の一部改正

1．目的

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及び社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成 14 年政令第 362 号）に基づき、社債等の振替に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号）を改正するものである。

2．具体的内容

(1) 題名の改正

命令の題名を「社債、株式等の振替に関する命令」と改める。

(2) 社債の振替に関する規定等の技術的な改正

○第 1 条～第 3 条、第 7 条及び第 8 条関係

法律の題名の改正に伴う文言の修正のほか、所要の技術的な修正を行うものである。

(3) 株式の振替について（第 11 条～第 26 条関係）

第 11 条関係

振替株式の新規記録又は記録手続において発行者から振替機関に対して通知すべき事項として、株式の内容と定めるものである。

第 12 条～第 15 条関係

会社が振替株式を交付するに際して株主等の口座を知ることができない場合における当該株主等となるべき者への通知の手続に関し、通知者、通知の相手方及び通知事項について、社債の振替に関する規定を踏まえ、所要の事項を定めるものである。

第 16 条～第 18 条関係

特別口座に記載又は記録がされた振替株式について振替の申請をするための特別口座開設等の請求に関し、その請求権者及び当該請求をすることができる場合等について、社債の振替に関する規定を踏まえ、所要の事項を定めるものである。

第 19 条関係

合併等に際して振替株式を交付しようとする場合において、消滅会社等が振替機関に対して通知すべき事項として、株式の内容と定めるものである。

第 20 条～第 23 条関係

振替機関が総株主通知を行うべき場合における通知事項について、発行者が一般放送事業者等である場合において、加入者が外国人等であるときにはその旨等と定めるほか、特別株主の申出の方法、登録株式質権者に関して通知すべき事項及び基準日等の通知の方法について所要の事項を定めるものである。

第 24 条関係

発行者が総株主通知を受けた場合における株主名簿に記載又は記録すべき事項として、総株主通知における通知事項及び登録株式質権者に関して通知された事項の全部と定めるものである。

第 25 条関係

振替機関が発行者に対して少数株主権等の行使に関して通知すべき個別株主の通知

事項として、総株主通知における通知事項と同様の事項を定めるものである。

第 26 条関係

発行者が株券喪失登録の登録抹消日において特別口座の開設の申出をしなければならない者として、当該株券を所持する者による申請により株券喪失登録が抹消された場合における当該申請をした者等と定めるものである。

(4) 新株予約権の振替について（第 27 条～第 35 条関係）

振替新株予約権の新規記載又は記録手続における発行者の振替機関に対する通知事項、会社が新株予約権者等を知ることができない場合における措置、特別口座の開設等の請求権者等、総新株予約権者通知における通知事項について、振替株式と同様の措置が行われるように所要の事項を定めるものである。

(5) 新株予約権付社債の振替について（第 36 条～第 45 条関係）

振替新株予約権付社債の新規記載又は記録手続における発行者の振替機関に対する通知事項、会社が新株予約権付社債権者等を知ることができない場合における措置、特別口座の開設等の請求権者等、総新株予約権付社債権者通知における通知事項について、振替社債及び振替新株予約権と同様の措置が行われるように所要の事項を定めるものである。

(6) その他の有価証券の振替について

第 46 条～第 48 条関係

投資口、協同組織金融機関の優先出資及び特定目的会社の優先出資の発行者の振替機関に対する通知事項その他これらの有価証券に係る振替手続等について、振替株式と同様の措置が行われるように所要の事項を定めるものである。

第 49 条関係

特定目的会社の新優先出資引受権に関し、振替新優先出資引受権の発行者の振替機関に対する通知事項について、振替新株予約権と同様の事項を定めるものである。

第 50 条及び第 51 条関係

特定目的会社の転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債に関し、振替転換特定社債及び振替新優先出資引受権付特定社債の発行者の振替機関に対する通知事項について、振替新株予約権付社債と同様の事項を定めるものである。

(7) 組織変更等に係る振替手続について（第 52 条～第 59 条関係）

金融機関の組織変更等に際しての消滅会社等の振替機関に対する通知事項について、振替株式と同様の事項を定めるものである。

(8) 雑則（第 60 条及び第 61 条関係）及び附則について

振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者について、当該口座に記載又は記録がされている振替株式の発行者等と定めるほか、社債等の振替に関する法律施行令の改正に伴う技術的な修正を行うものである。

3. 施行期日

決済合理化法の施行の日（決済合理化法の公布の日（平成 16 年 6 月 9 日）から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日）とする。